

EUのデジタル単一市場戦略

欧州委員会によるEコマース・パッケージの公表

大橋善晃

要約

欧州委員会は、二〇一六年五月二五日、域内のデジタル市場を一つに統合し、消費者および事業者が、人、物、資本およびサービスの自由移動の恩恵を最大限に受けられるようにすることを指すデジタル単一市場戦略の一環として、「欧州における市民および事業者のためのクロスボーダーEコマース促進についての包括的提言」(Eコマース・パッケージ)と題する報告書⁽¹⁾を公表した。

この提言は、オンラインで販売されている商品

やサービスの自由な流通を確保するために残存するバリアを除去し、また、ユーザーの位置情報に基づく不当な差別に対処するためのアクションを求めている欧州理事会の呼びかけに沿ったものである。それはまた、欧州における本物のクロスボーダーEコマース市場を構築するためにEコマースに影響を及ぼしているバリアを取り除くことを委員会に対して求めている欧州議会の呼びかけに沿ったものでもある。

Eコマース・パッケージは、以下の三つの規則案 (proposal for a Regulation) から成る。

(a) 不当なジオブロッキングおよび国籍 (nationality)、居住地 (residence)、所在地 (location) などの位置情報に基づく差別に対処するための規則案

(b) 価格の透明性を高め、規制監督を強化するための、クロスボーダー宅配便サービス (cross-border parcel delivery services) にかかわる規則案

(c) 国境を超える消費者の権利行使の強化にかかわる規則案

EU法における規則 (Regulation) は、域内の企業等を直接規制するものであり、加盟各国の国内法に優先して適用されなければならないとされているので、上記規則案は、欧州議会および欧州連合理事会の採択を待って、直ちに実施されることになる。

一、EUデジタル単一市場戦略

ア、デジタル単一市場構築に向けて

EUの経済成長・雇用に関する「リスボン戦略」が終了した二〇一〇年、EUでは、向こう一〇年間の新たな成長戦略「欧州二〇二〇」の一環として、情報通信技術 (ICT) 戦略「欧州デジタルアジェンダ (A digital agenda for Europe)」が採択され、デジタル経済の成長を阻害する要因を取り除く取り組みが進められてきた。

二〇一四年一月に就任したジャン・クロード・ユンカー欧州委員会委員長は、この「欧州デジタルアジェンダ」の推進に並々ならぬ意欲を示し、今後五年間で欧州委員会が取り組む成長のための一〇の優先課題の一つとして、デジタル単一市場 (Digital Single Market, 以下DSM) の構

築を掲げた。

二八加盟国にまたがる域内のオンラインネットワークは、通信環境面でも制度面でも今なお断片化しており、欧州委員会によれば、「欧州消費者センターネットワーク」(European Consumer Centres Network)に寄せられる苦情の七四％が、国境を越えたオンラインショッピングの価格やサービスに関するものである。また、自国以外のオンラインショッピングを信頼して利用できると考えているEU市民は三八％にすぎず、デジタルサービスにおける信頼感とセキュリティの強化が求められている。さらに、加盟国間をまたぐサービスを妨げている要因として、割高な配送コストや、ユーザーとサービス提供者の間で国籍、居住地、設立地などの位置情報に基づいてオンラインサービスへのアクセスが拒否されてしまう、いわゆる「ジオブロッキング(Geo-blocking)」

の存在が指摘されている。

EU域内のデジタル市場環境に関する欧州委員会の調査結果からは、DSM構築に向けた他の課題も浮き彫りとなっている。域内デジタル市場ではその五四％を米国企業のオンラインサービスが占めており、四二％がEU加盟国の国内サービス、EU加盟国間をまたぐサービスはわずか四％を占めているに過ぎない。二〇一四年にEU加盟国間をまたぐオンラインショップを利用した消費者は全体の一五％にとどまっている。

二〇一五年五月六日に欧州委員会が公表した「欧州のデジタル単一市場計画」⁽²⁾には、こうした状況を踏まえて、ネットショッピングやコンテンツ配信サービスに関するルールの統一、通信インフラの整備を含む、DSM構築に必要な多岐にわたる政策が織り込まれた。

イ、三つの政策分野と一六の主要施策

DSM戦略は、欧州委員会が三つの柱として提唱する政策分野と、各政策に位置付けられた合計一六の主要施策によって構成されている（括弧の年次は実施期限）。

第一の柱：欧州全域における商品・サービスへのオンラインアクセスの向上

① 加盟国間を横断する電子商品取引を簡便化するためのルールの設定（二〇一五年）…これには、オンラインで財やサービスを購入する場合は、契約および消費者保護にかかわる統一された（harmonized）EUルールが含まれる。

② ネットショッピングにおける消費者保護を含めたルールの強化（二〇一五年）…消費者ルールを迅速かつ継続的に執行するために「消費者保護協力規則案」（Regulation on Consumer

Protection Cooperation）の見直しを行う。

③ より効率的で手頃な価格（affordable）の宅配便（parcel delivery）の実現（二〇一六年）

④ ユーザーの位置情報に基づく不当なアクセス拒否（geo-blocking、以下ジオブロッキング）の撲滅（二〇一五年）…ジオブロッキングとは、消費者の居住地などユーザーの位置情報に基づいてウェブサイトへのアクセスを拒否し、あるいは、異なる価格の地元の店舗に転送（route）するなどのオンライン販売業者による利益目的の差別的な行為を指す。

⑤ 欧州のEコマース市場に影響を及ぼしている競争上の懸念の特定（二〇一五年）

⑥ 現代的かつ欧州的な著作権法の制定（二〇一五年）…各国ごとに異なる著作権の枠組を整備し、欧州全域でEUの著作物（works、作品）へのオンラインアクセスを可能とすることに

よって、人々のカルチュラル・コンテンツへのアクセスを促す。

- ⑦ 「衛星およびケーブルに関する指令」(Satellite and Cable Directive) の見直し(二〇一五～二〇一六年)：これは、同指令の適用範囲を放送局のオンライン配信にまで拡大する必要があるかどうかを調査し、欧州内の放送局の国境を越えたアクセスを促進するための方法を探るために行うものである。

- ⑧ 各国ごとに異なる消費税制(VAT)によって生じる企業の事務負担の軽減(二〇一六年)

第二の柱：高度なデジタルネットワークやサービスのための環境づくり

- ⑨ EU通信ルールの抜本的な見直し(二〇一六年)：この見直しには、より効果的な周波数調整、国レベルの周波数割り当てに関する共通の

欧州規格、高速ブロードバンドへの投資インセンティブの創出、すべてのマーケット・プレーヤーの公正な競争の場の確保、効率的な制度的枠組みの構築などが含まれる。

- ⑩ 視聴覚メディアの配信に関する規定の見直し(二〇一六年)：欧州著作物のプロモーションを行っている様々な市場プレーヤー(TVブロードキャスター、オンデマンドAVサービス提供者など)の役割に焦点を当てて見直しを行う。

- ⑪ 市場におけるオンライン・プラットフォーム(検索エンジン、ソーシャル・メディア、アプリ・ストアなど)の役割についての包括的な分析(二〇一五年)

- ⑫ デジタルサービスにおける個人情報保護に関するルールの構築(二〇一六年)：とりわけ、個人データの取り扱いに関するデジタルサービス

ス上の信頼性および安全性を強化する。

- ⑬ サイバーセキュリティ業界との協力体制の構築（二〇一六年）…オンライン上のネットワーク・セキュリティのための技術・手法を提供しているサイバーセキュリティ業界との連携について提案する。

第三の柱…デジタル経済・社会の成長可能性の最大化

- ⑭ EU域内での自由なデータ移動を可能とする「欧州の自由なデータフロー・イニシアチブ」(European free flow of data initiative)、『欧州クラウドイニシアチブ』(European Cloud initiative)の立ち上げ（二〇一六年）…EU加盟国間でのデータ移動を妨げる不要な制限を解消することで域内のデータのやり取りを円滑にする。欧州クラウド構想では、各国のサイバーに

保存されたままの状態になっているさまざまなデータを安全にクラウド化し、ビッグデータ解析に活用できるようにする。各国企業や政府の抱えるデータをクラウド化することで、各国政府の様々な認証登録システムをEU加盟国間で共有する電子政府(e-government)の構築や、研究開発や新規ビジネスの創成に繋げる。

- ⑮ DSMの主要分野における標準化と相互運用に向けた取り組み（二〇一五年）…Eヘルス、輸送計画、エネルギーなどの分野における新技術の標準化や、各種デバイスやネットワークの相互運用の優先順位を特定する。

- ⑯ 加盟国当局がビジネスに関する登録情報を共有できる電子政府(e-government)に関する行動計画（二〇一六年）

このような多岐にわたる政策分野と施策に対し

て、欧州委員会は、ユニカー委員長をリーダーとする一四名の委員がプロジェクトチームを結成、速やかな遂行に向けて取り組みを開始している。

二、Eコマースの包括的政策パッケージ

二〇一六年五月二五日、欧州委員会は、デジタル単一市場戦略の一環として、消費者や企業が、EU全域において、容易に、また、自信を持ってオンライン取引を行うことが出来るようにするための包括的プラン（Eコマース・パッケージ）を公表した。

この報告書において、委員会は、欧州におけるクロスボーダー・オンライン活動に対するバリアの早急な除去を目的とするEコマースの広範かつ包括的な政策パッケージを提示している。委員会

によれば、これは、デジタル単一市場が完全に機能するための前段階として不可欠なものであり、これによって、消費者と企業はより良いものを手に入れられるようになり、オンライン商品やサービスの選択肢が広がる。また、それは、特に立ち上げの時期において、欧州全域に拡大するための新たなチャンス为企业に提供することになる。

この法案パッケージは、オンラインで販売されている商品やサービスの自由な流通をもたらすために残存するバリアを除去し、また、ユーザーの位置情報に基づく不当な差別に対処するためのアクションを求める欧州理事会の呼びかけに沿ったものである。それはまた、欧州における本物のクロスボーダーEコマース市場を創設するためにEコマースに影響を及ぼしているバリアを取り除くことを委員会に対して求めている欧州議会の呼びかけに沿ったものでもある。

Eコマース・パッケージは、DSM戦略の第一の柱の①から④（前記）にかかわるもので、以下の三つの規則案（proposal for a Regulation）から成る。

- (a) 不当なジオブロッキングおよび国籍（nationality）、居住地（residence）、所在地（location）などの情報に基づく差別に対処するための規則案⁽³⁾
- (b) 価格の透明性を高め、規制監督を強化するための、クロスボーダー宅配便（cross-border parcel delivery services）にかかわる規則案⁽⁴⁾
- (c) 国境を超える消費者の権利行使の強化にかかわる規則案⁽⁵⁾

三、ジオブロッキングおよびユーザーの位置情報に基づく差別の撤廃

ジオブロッキング（Geo-blocking）とは、国籍（nationality）、居住地（residence）、所在地（location）などの情報に基づいて他国からのウェブサイトへのアクセスを拒絶する、オンライン販売者の行為を指す。

ジオブロッキングに関する規則案は、以下のような状況において適用される。

- (a) 顧客が居住地を保有し、あるいは、設立地を所有している国以外の加盟国において、トレーダーが商品販売し、サービスを提供し、あるいは、それを行おうとしている場合。
- (b) 他の加盟国の国籍を持つ顧客が、居住地を保有し、あるいは、設立地を所有している加盟国

において、トレーダーが商品を販売し、サービスを提供し、あるいは、それを行おうとしている場合。

(c) 顧客が居住することなく、あるいは、設立地を所有せずに一時的に滞在している加盟国において、トレーダーが商品を販売し、サービスを提供し、あるいは、それを行おうとしている場合。

ここでいうトレーダーとは、私的であるか公的であるかにかかわらず、トレード（取引）、ビジネス（事業）、クラフト（手工業）、あるいは、プロフェッション（専門的職業）に従事して活動する自然人あるいは法人を指す。

ジオプロッキングにかかわる規則案は、消費者により多くのチャンスをもたらすことを狙いとして、他国を所在地とするトレーダーから商品やサービスを購入することが出来ない、あるいは、

関係する国の国民および居住者に比べて、最良価格へのアクセスや販売条件の面で差別を受けている顧客が直面する問題に対処するものである。

委員会によれば、EU全域でのショッピング、商品のオンライン販売への関心を高めている消費者や企業（とりわけ中小企業）は、年平均二二%増えている。しかし、トレーダーは未だに他国の顧客に売ることを拒み、あるいは、自国の顧客と同じ有利な価格で提供することを拒むことがしばしばある。委員会は定期的に苦情を受け取っているが、顧客の国籍、居住地、所在地を起因とする差別的な取り扱いへの苦情は、二〇〇八年から二〇一五年の間に一五〇〇件を超えている。こうしたトラブルは、商品及びサービスのエンドユーザーとしての消費者および企業双方に等しく影響を及ぼしている。

ア、商品およびサービスの提供

規則案は、ジオブロッキングおよび国籍 (nationality)、居住地 (residence)、所在地 (location) などの位置情報に基づく差別を行う正当な理由のない状況を「特定の状況」(specific situations) と定義し、こうした特定の状況においては、他国からの顧客が自国の顧客と同じように財やサービスへのアクセスが出来なければならぬと規定している。

特定の状況とは、具体的には以下のような状況を指す。

(a) 配送を伴わない商品販売…顧客がトレーダーの所在地である国で電気製品、衣服、書籍などの商品を購入したが、トレーダーが商品を顧客が居住する国に配送しないケース。この場合、関係する顧客には、トレーダーの所在地の顧客が配送するのと同じ方法で配送する権利を与え

られるべきである。

(b) 電子的に供給されるサービスの販売…顧客が、クラウドサービス、データウェアハウジング、ウェブサイトホスティングなどの電子サービスを購入するケース。この場合、顧客は、国境を越え、差別を受けることなく、こうしたサービスを購入することが出来なければならぬ。

(c) 特定の地域で提供されるサービスの販売…顧客が、トレーダーの店舗で、あるいは、トレーダーの所在地で供給されるサービスを購入するケース。このケースにおいては、ジオブロッキング、あるいは、国籍、居住地、所在地に基づく差別は、例外的な状況においてのみ可能である。例外的な状況とは、各国あるいはEUの法規定が、トレーダーに対して、提供されている商品やサービスへのアクセスをブロックするよ

う義務付ける状況（例えば、非居住者へのアル
コール販売の禁止）を指す。

イ、ウェブサイトへのアクセス

規則案は、ウェブサイトへのアクセスの遮断お
よび顧客の事前の同意がない自動的な経路変更
(rerouting) を禁じている。その狙いは、顧客に
他国のウェブサイトへのアクセスを認めることに
よって、価格の透明性を高めることにある。

たとえば、英国の顧客がオンライン衣料ショッ
プのイタリアのウェブサイトにアクセスしようと
して、イタリア版のURL⁽⁶⁾に打ち込んだとして
も、英国版に経路変更されてしまうということが
しばしば起こる。規則の発効後は、こうした経路
変更にはユーザーの同意が必要となる。

ウ、決済の無差別化

トレーダーが望む決済手段がどういふもので
あっても、決済手段の引き受けはトレーダーの自
由であるが、規則案は、こうした決済手段の無差
別化 (non-discrimination) に関する特定の条項
を盛り込んでいる。

この条項は、差別的な取り扱いが、決済口座の
所在地、決済サービスのプロバイダーの設立地、
あるいは、支払い手段の発行場所などの違いから
発生するような状況をカバーするものであり、以
下の三つの条件に該当する場合には差別的取り扱
いを禁止している。

(a) 決済が、銀行口座振替、自動引き落とし、あ
るいは、カードをベースとした決済手段による
電子取引を通じて行われている。

(b) トレーダーが、決済機関による顧客認証
(customer authentication) を強く要求するこ

とが出来る。

(c) 決済が、トレーダーの受け入れ可能な通貨で行われている。

工、カバーされない分野

本規則案でカバーされていない分野は、部門固有に規制によってカバーされているサービスおよび国境を越えて取引することが容易ではないサービスである。

・ 輸送サービス…航空券、バスおよび長距離バス（コーチ）輸送、水上輸送については、すでにEUの輸送規制が国籍や居住地に基づく差別を明確に禁止しているため、本規則の対象から除外されている。

・ リテール金融サービス…欧州委員会が資本市場同盟（Capital Market Union）にかかわるアクションプランの一つとして、二〇一五年一〇月

に公表したリテール金融サービスに関する討議文書⁽⁷⁾において、モーゲージの設定、銀行口座の開設、国境を越えた保険の購入などのサービスにアクセスする際の差別について取り扱っているため、本規則の対象から除外されている。

・ 視聴覚（Audiovisual）サービス…国境を越えた視聴覚サービスへのアクセスの促進は、デジタル単一市場戦略における一六の主要政策の一つとなっているため、本規則の対象から除外されている。

四、効率的かつ低廉な宅配便サービスの提供⁽⁸⁾

二〇一二年に公表したEコマースに関する報告書において、欧州委員会は、Eコマースの成長のための重要な要素の一つとして、オンラインで発

注される財の配送を挙げている。その後、二〇一三年に公表した「宅配ロードマップ」で、委員会は、①Eコマースのバリエーションにかかわるすべての当事者のために透明性と情報提供の向上を図る、②配送問題解決策 (delivery solutions) の入手可能性、クオリティ、値ごろ感 (affordability) を改善する、③消費者のために苦情処理および救済メカニズムを強化する、という三つの目的を達成するためのアクションを提示した。しかし、国境を超えた宅配サービスの価格は依然として高く、また、権限や宅配サービスの定義の違いから、宅配市場の動きを監視するために必要なデータの収集能力をもつ規制当局は限られている。

欧州委員会の消費者調査によれば、高い価格およびクロスボーダー宅配便の不便さが、EU全域でオンラインによる売買を行いたいと思っている

消費者や小売業者にとって最大の障害の一つとなっている。たとえば、郵便料金および宅配便に関するセントルイス大学の調査によれば、クロスボーダー宅配便の料金は、国内の宅配便価格に比べて五倍以上高い。こうした高い価格を支えているのは、クロスボーダー宅配便の価格をめぐる透明性の欠如である。

委員会は、規制上の監視を改善し、宅配便料金の透明性を確保することによって、こうした状況を改善することを目指している。

ア、プロバイダーの情報提供義務

クロスボーダー宅配便サービスに関する規則案第三条は、プロバイダーの情報提供義務について規定している。宅配便サービス・プロバイダーは、以下の情報を、設立国の規制当局に提出しなければならない。

- (a) プロバイダーの名称、法的地位および形態、取引登録番号、設立地の住所および連絡窓口。
 - (b) プロバイダーによって提供されるサービスの内容。
 - (c) プロバイダーの販売にかかわる一般条件。これには、苦情処理手続きの詳細な説明が含まれる。
- また、プロバイダーは、毎年三月三十一日までに、以下の情報を、設立国の規制当局に提出しなければならない。
- (a) 宅配便サービスの年間売上高。
 - (b) 従業員数および宅配便サービスの提供に従事する従業員数。
 - (c) プロバイダーの設立国において取り扱われた郵便物の数量。ただし、通信物および三一・五kgを超える郵便物を除く。
- ただし、この義務は、従業員五〇人未満の宅配

便サービス・プロバイダーには適用されない。

イ、価格透明性向上のための措置

規則案第四条は、ユニバーサル・サービス・プロバイダーに限って適用する報告義務を規定している。ユニバーサル・サービス・プロバイダーとは、「郵便サービス指令に掲げられているユニバーサル・サービスを、プロバイダーの設立国において提供しているプロバイダー」である。

宅配便サービスを提供しているユニバーサル・サービス・プロバイダーは、設立国の規制当局に、毎年一月一日付で適用する料金表 (tariffs) の公表リスト (public list) を提出しなければならない。また、各国の規制当局は、関係する料金表の最新の公表リストを欧州委員会に提出しなければならない。料金表に加えて、ユニバーサル・サービス・プロバイダーは、他国からの郵便物に

毎年一月一日付で適用する荷揚げ料金 (terminal rates) を設立国の規制当局に提出しなければならない。提出を受けた規制当局は、関係する料金を欧州委員会および郵便物発送国の規制当局に提出しなければならない。ここでいう荷揚げ料金とは、「送り先 (destination) 国におけるクロスボーダー宅配便サービス費用として、発送元 (originating) のユニバーサル・サービス・プロバイダーから送り先のユニバーサル・サービス・プロバイダーに支払われる料金」である。

規則案第五条は、規制当局による料金表の値ごころ感 (affordability) の査定について規定している。各国の規制当局は、料金表の公表リストを受け取った後、三カ月以内に、クロスボーダー料金表の値ごころ感を査定しなければならない。また、査定に際しては、以下が考慮されなければならない。

(a) 発送元の国と送り先の国における、比較可能な宅配便サービスの国内料金。

(b) 第四条に従って入手された荷揚げ料金。

(c) 二つ以上の加盟国への同一料金表の適用事例。

各国の規制当局は、その査定結果を、欧州委員会および他国の規制当局に提出しなければならない。欧州委員会は各国から提出された査定結果を公表しなければならない。

ウ、クロスボーダー・アクセスの透明性改善および差別の撤廃

規則案第六条は、クロスボーダー宅配便サービス市場における競争を促進するために、ユニバーサル・サービス・プロバイダーが、多国間クロスボーダー協定（とりわけ、荷揚げ料金にかかわるもの）を利用する権利を第三者にも提供するよう

求めている。

多国間荷揚げ料金協定の関係者（例えばユニバーサル・サービス・プロバイダー）に適用される荷揚げ料金へのアクセスを、競合する郵便オペレーターに対しても等しく許可するためには、法的安全性を確保するうえで、無差別原則および透明性原則を適用する必要がある。

しかし、個別の査定を前提として、第三者の郵便オペレーターによって支払われる荷揚げ料金が、場合によっては、ユニバーサル・サービス・プロバイダーによって支払われるそれを上回ることを正当化することも可能である。第三者であるオペレーターが、協定を結び、運営し、管理するためのコスト、指名されていない郵便オペレーターから宅配便を受け取り、取り扱うことによって生じる追加コストなどのコストが、発送元のオペレーターから支払われた荷揚げ料金によってカ

バーされていないということを立て証出来るようなケースがこれにあたる。

五、国境を超える消費者の権利行使の強化

ア、CPC規制の見直し

消費者保護協力（Consumer Protection Cooperation、CPC）規則⁹⁾は、各国の所管当局が、複数国にまたがる消費者ルール（consumer rule）の違反に対処する際に彼らを支援すべく二〇〇四年に制定され、EU全域において、消費者に権利の行使を促す結果をもたらした。しかし、主要なオンライン消費者市場においては、今なお、重要な消費者ルールを遵守しない傾向が根強く残っている。委員会によれば、旅行、エンターテインメント、衣類、電子製品、消費者信用サービスのEコ

マース・ウェブサイトのおよそ三七％は、重要な消費者ルールに従わず、そのため、消費者のクロスポーダー・ショッピングに、年間七億七千万ユーロの損失がもたらされている。現在までのところ、こうしたオンライン違反に迅速かつ効果的に対処することのできる執行当局は、ヨーロッパ中を見回しても数少ない。

委員会が、いくつかの国における消費者にとつて有害な慣行に対処するために、消費者保護協力（CPC）規則の見直しを通じて、各国当局によって用いられている実施メカニズムを改善するよう求めているのは、こうした理由による。

新たなCPC規則案の柱は、EU加盟国の執行当局に、違法なオンライン慣行に、協力して迅速かつ効果的に対処するために必要な権限を付与することにあり。それによって、大半のEUの消費者に損害を与えている慣行に取り組むための強固

な協力体制を構築するというのが委員会の狙いである。

イ、所管当局とその権限

CPC規則案第二章は、本規則の所管当局および唯一の連絡事務所を指定する方法と連絡事務所の役割について規定している。

加盟各国は消費者の利益を守る法律を執行するという明確な責任を持つ、全国レベル、あるいは、地域（地方）レベルで設立された公共団体を所管当局として指名し、そのうちの一つの所管当局を唯一の連絡事務所として指名しなければならぬ。この唯一の連絡事務所は、所管当局、その他の公共団体、本規則第一三条に規定されている指定団体（designated body）などによる「ユニオン内の違反」（intra-Union infringements）および「広範な違反」（widespread infringements）

にかかわる調査および執行活動を調整する責任を持つ。

規則案第二章はまた、クロスボーダーとのかかわりで、EUの消費者法を調整し執行するために必要とされる所管当局の最小限の権限（minimum powers）を規定しているが、現在のCPC規則に比べて、試験的なシヨッピングを行う権限、客を装った調査員による店舗調査（ミステリー・シヨッピング）を行う権限、暫定的な基準を設定する権限、ウェブサイトをブロックする権限、罰則を課す権限、消費者の補償を保護する権限など多くの権限が加えられている。

CPC規則案の下で、所管当局は、少なくとも、以下の権限を持つ。

- ① 本規則の下での違反にかかわる文書、データ、あるいは情報にアクセスする権限
- ② 銀行、インターネットサービス・サプライ

ヤー、ドメイン登録業者、ホスティング・サービス業者に、関連情報、データ、文書（書類）の提出を求める権限

- ③ 所管当局のある加盟国内のすべての公共機関、公共団体、公的機関に関連情報、データおよび文書の提供を求める権限

- ④ 建物、土地、輸送手段など必要な現場査察を行う権限

- ⑤ 本規則の下での違反を発見し、証拠を得たための試験的購入として、財あるいはサービスの購入を行う権限

- ⑥ 違反を見つけ出し証拠を入手するために、正体を隠して財やサービスを購入する権限

- ⑦ ウェブサイト、ドメイン、あるいは同じようなデジタルサイト、サービスあるいはアカウン
- トの停止など重大かつ取り返しのつかない損害を消費者に与えるリスクを回避するための暫定

的な基準を付加する権限

⑧ トレーダーから違反を中止する約束（コミットメント）を取り付ける権限

⑨ トレーダーによる違反の中止を書面で求める権限

⑩ 違反の中止あるいは禁止をもたらし権限

⑪ ウェブサイト、ドメイン、類似したデジタル

サイト、サービス、アカウントを閉鎖する権限

⑫ 罰則を課す権限

⑬ トレーダーに消費者への補償を命じる権限

⑭ 違反の結果獲得した利益の返還を命じる権限

⑮ 最終決定、暫定基準、一時的な命令を公表する権限

⑯ 消費者などに意見を聞く（助言を求める）権

限

ウ、相互支援の仕組み

規則案第三章は、相互支援のメカニズムについて規定している。相互支援の仕組みは二つの要素からなる。一つは、情報提供の要請であり、これによって所管当局は国境を越えて情報や証拠を手に入れることが出来る。二つ目は、強制措置(enforcement measures)の要請であり、これによって、各国の所管当局は、他国の所管当局に強制措置を取るよう求めることが可能となる。

情報提供の要請については、申請当局(applicant authority)から要請を受けた当局(requested authority)は、「ユニオン内の違反」が発生したことを証明するために、あるいは、関係する違反の中止を求めるために必要な情報をすべて提供しなければならない。また、要請を受けた当局は、情報提供の要請内容とそれに対する回答を遅滞なく委員会に通知しなければならない。強制措置の

要請についても同様であり、要請を受けた当局は、申請当局からの求めに応じて、「ユニオン内の違反」を中止あるいは禁止するために必要なすべての強制措置を取らなければならない。

さらに、加盟国が相互支援メカニズムからの利益をすべて受けることが出来るようにするため、規則案は、所管当局が違反の中止を指示し、あるいは、必要な証拠を入手するよう指示する指定機関 (designated body) について規定し、申請当局から要請を受けた当局は、この指定機関に対して、必要な情報を収集し、あるいは、違反の中止や禁止を行うために必要な強制措置を取るよう指示しなければならないとした。この相互支援メカニズムは、とりわけ、「広範な違反」について懸念していない加盟国にその証拠が存在するような場合に活用されることになる。

Ⅰ、「ユニオン規模の広範な違反」の組織的な監

督・調査・実施

規則案第四章は、「広範な違反」に対処するための手段として、協調活動 (coordinated action) および「ユニオン規模の広範な違反」に対する共同活動 (common action) を提示している。

協調活動について、規則案は、申請当局が「広範な違反」が発生するという合理的な疑いを抱いている場合には、「広範な違反」を懸念している他国の所管当局および委員会に速やかに通知しなければならぬと規定している。「広範な違反」を懸念している所管当局は、通知を受け取った後、総意により、活動を調整する所管当局を指名する。関係する所管当局が委員会に調整の役割を引き受けてくれるよう依頼することもできる。その場合、委員会は、調整の役割を引き受けるかどうかを、遅滞なく関係する所管当局に伝えなければ

ばならない。委員会が「広範な違反」が発生するという合理的な疑いを抱いている場合には、「広範な違反」を懸念している所管当局に通知しなければならぬ。所管当局に通知する際に、委員会は、調整の役割を引き受けると申し出ることが出来る。その場合、関係する所管当局は、委員会が活動を調整することを受け入れるかどうかを、遅滞なく委員会に伝えなければならない。委員会が調整の役割を拒否する場合、あるいは、委員会が活動を調整することを所管当局が受け入れない場合、関係する所管当局は、活動を調整する所管当局を指名しなければならないが、所管当局の間で合意が得られない時には、違反の可能性を最初に通知した所管当局が活動を調整しなければならぬ。

「ユニオン規模の広範な違反」(widespread infringements with a Union dimension) に

て、規則案は、少なくともEUの人口の四分の三を占める、少なくとも四分の三の加盟国において、「広範な違反」が消費者に損害を与えているという合理的な疑いがある場合、委員会は共同活動 (common action) に乗り出さなければならぬと規定している。共同活動に乗り出すという決定は、共同活動を懸念する加盟国の連絡事務所に通知されなければならない。この通知の後、所管当局が共同活動に参加しないと決めたときには、遅滞なく委員会及びそうした決定を懸念している所管当局に伝え、その理由を述べ、それを裏付ける書類を提出しなければならない。所管当局は、以下のいずれかの理由によって、共同活動への参加を断ることが出来る。

(a) 当該加盟国において、同一の違反について、同一トレーダーに対する訴訟手続きがすでに始まっている。

(b) 当該加盟国において、同一の違反について、同一トレーダーに対する最終判決、あるいは、行政手続きがすでに終わっている。

さらに、規則案は、ユニオン規模の「広範な違反」について、関係する所管当局が、委員会の調整を受けて、ユーロ規模の「広範な違反」に責任を持つトレーダーに対して、違反を中止し、消費者に補償するという誓約（コミットメント）の提案を要請することが出来ると規定している。

トレーダーがコミットメントを提案する場合、関係する所管当局は、彼らのウェブサイトに、あるいは委員会のウェブサイトで、提案されたコミットメントを公表することが出来る。これは、他の関係者の見解を求めるために、また、これらのコミットメントが違反を中止し、消費者に補償する上で十分なものであるかどうかを確認するために行うものである。関係する所管当局は、提案され

たコミットメントを査定し、その結果を同じような立場にいるトレーダーに伝達しなければならぬ。コミットメントが違反を中止し、消費者に補償するうえで十分なものであれば、当該所管当局は、それを受け入れ、コミットメントの実施期限を設定しなければならない。関係する所管当局は、コミットメントの実施を監視し、トレーダーが定期的にコミットメントの進捗状況を委員会に報告するようにしなければならない。当該所管当局は、トレーダーがコミットメントに沿った対策を講じているかどうかを確認するために、必要に応じて、消費者団体その他の関係者や専門家の意見を求めることが出来る。

(以上)

(注)

(1) EUROPEAN COMMISSION, "COMMUNICATION

- FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS : A comprehensive approach to stimulating cross-border e-Commerce for Europe's citizens and businesses ", Brussels, 25.5.2016, COM (2016) 320 final
- ② EUROPEAN COMMISSION, "COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS A : Digital Single Market Strategy for Europe", COM (2015) 192 final, Brussels, 6.5.2015
- ③ EUROPEAN COMMISSION, "Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on addressing geo-blocking and other forms of discrimination bases on customers' nationality, place of residence or place of establishment within the internal market and amending Regulation (EC) No 2006/2004 and Directive 2009/22/EC", Brussels, 25.5.2016, 2016/0152 (COD).
- ④ EUROPEAN COMMISSION, "Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on cross-border parcel delivery services", Brussels, 25.5.2016, 2016/0149 (COD), EUROPEAN COMMISSION, "Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN AND OF THE COUNCIL on cooperation between national authorities responsible for the enforcement of consumer protection laws", Brussels, 25.2.2016, 2016/0148 (COD).
- ⑤ EUROPEAN COMMISSION, "Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN AND OF THE COUNCIL on cooperation between national authorities responsible for the enforcement of consumer protection laws", Brussels, 25.2.2016, 2016/0148 (COD).
- ⑥ ドルジ (Uniform Resource Locator) とは、インターネット上でウェブサイトを検索するエンジンや場所と通信方式を表す文字列である。
- ⑦ EUROPEAN COMMISSION, "GREEN PAPER on retail financial services : Better products, more choice, and greater opportunities for consumers and businesses", 10.12. 2015, COM (2015) 630 final. 本討議文書の概要については以下を参照された。大橋善晃「欧州委員会による

資本市場同盟アクションプラン：『リテール金融サービス』
のための単一市場の構築』『証券レビュー』第五六巻第七
号、二〇一六年七月、日本証券経済研究所。

(8) 規則案第二条第一項において、宅配便サービスは、「通信
を除く三・五 kg 以下の郵便物の整理 (clearance)」、仕分
け (sorting)、「運送 (transport)」、配達 (distribution) を含
むサービス」と定義なれどる。

(9) REGULATION (EC) No 2006/2004 OF THE
EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of
27 October on cooperation between national authorities
responsible for the enforcement of consumer protection
laws (the Regulation on consumer protection cooperation).

(おおはじ よこあき・当研究所特別囑託調査員)